

《契約書（重要事項説明書）・別紙）》

有津むらかみクリニックは、**介護保険**における
愛媛県知事指定の指定居宅療養管理指導事業者です。

◎主治医が行う居宅療養管理指導とは◎

介護保険で要支援・要介護と認定された在宅で療養されている患者さまを対象に、定期的に訪問し患者さまの心身の状況や生活環境を把握した上で、医学的観点から適時、ケアマネジャーに対し居宅サービス計画（ケアプラン）の作成等に必要な情報提供を行い、ご本人やご家族さまに対して介護サービスを利用する上での留意点や介護方法についての指導及び助言を行います。

また、必要に応じて、患者さまの社会生活面の課題にも目を向け、地域社会におけるさまざまな支援へとつながるよう関連する情報について、ケアマネジャー等へ情報提供を行います。

<通常の事業の実施地域について>

通常の実施地域は、今治市島しょ部（伯方・大三島・大島）の区域です。

<料金について> ※実際のご金額につきましては、裏面をご参照下さい

居宅療養管理指導は介護保険の居宅サービスの1つです。

- (1) 利用料の額は厚生労働大臣が定める額です。（ご本人1割負担若しくは2割、又は3割）
- (2) 指定居宅療養管理指導に要した交通費については、通常の事業の実施地域を越えて行った場合に、その実費分として本州四国連絡橋通行料往復分を基本とした金額の内で、当院が設定するお一人様当たりの料金を申し受けます。

<お支払い等方法>

料金については、毎月月末締めの上月中旬頃請求とさせていただきます。（その際、同一請求書にて医療保険分と介護保険分の金額を両記させていただいております。何卒ご了承下さい）。

ご来院いただいて受付窓口にて直接お支払いいただくか、銀行振り込みにて請求月内のお支払いの程、よろしくお願いたします。（領収書発行につきましては、精算後の発行となります）。

また、介護保険利用料に対しましては、医療保険における月額自己負担限度額は適用されませんので何卒ご了承ください。

<各種保険証等について>

当院においては毎月保険証及び各種手帳等を確認させていただいております。

お手数ですが、必ず月に一度お支払いの際に受付窓口にご持参いただくか、窓口にご持参できない場合は、在宅訪問時に院長もしくは看護師にその旨をお申し出ください。

（但し、その場合は預からせていただき、次回訪問時に返却させていただくこととなります。何卒ご了承ください。）

また、保険証等に変更が生じた場合にはその都度、速やかにお知らせくださいますよう、お願いいたします。

ご不明な点など、お問い合わせがございましたら院内受付までお気軽にお申し出下さい。

有津むらかみクリニック

〒794-2301 愛媛県今治市伯方町有津甲 2331 番地

電話：(0897) 72-3200